

## 令和5年度国民健康保険事業会計の補正について

### ○補正第1号（令和5年第3回定例会 議決）

#### 1 補正理由

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」にて国民健康保険事務は令和7年度末までに標準システムへの移行が義務とされた。標準化にあたり、国民健康保険システムは国が開発した「市町村事務処理標準システム」に移行し、令和8年1月より運用開始する。標準システムへの移行作業に26か月を要するため、補正予算を計上する。

#### 2 補正内容

<u>歳入</u>	<u>計</u>	49,411 千円
保険給付費等交付金		8,374 千円（国の財政支援措置）
繰越金（前年度繰越金）		41,037 千円
<u>歳出</u>	<u>計</u>	49,411 千円
国民健康保険標準システム移行事業経費		49,411 千円

このほか、システム移行経費について、以下の通り債務負担行為を設定する。  
期間：令和6～7年度 限度額：570,907千円（特定財源：特別交付金 152,043千円）

## ○補正第2号（令和5年第4回定例会に上程）

### 1 補正理由

#### (1) 出産被保険者の保険料減額制度新設

国民健康保険法の改正により、出産被保険者の産前産後期間の保険料減額に関する規定が新設され、令和6年1月1日に施行される。これに伴い、保険料の減額、代替財源の計上並びにシステム改修経費について補正予算を計上する。

○出産被保険者の国民健康保険料の減額

○保険料減額の財源代替措置として、産前産後保険料繰入金を新設。

（財源：国 1/2、都 1/4、区 1/4）

○国民健康保険システムの改修経費を計上。

#### (2) 国民健康保険料の減額補正

令和5年度保険料率決定において、コロナ禍の区民負担を軽減するために更なる特別区独自の負担軽減策を講じたこと、及び令和5年度保険料算定結果により国民健康保険料を減額する。

○国民健康保険料の減額

○保険料算定結果による保険基盤安定繰入金の増額

（財源：「保険料軽減分」都 3/4、区 1/4、「保険者支援分」国 1/2、都 1/4、区 1/4）

#### (3) 国民健康保険事業会計の精算

国民健康保険事業会計の決算に伴う精算のため、補正予算を計上する。

○令和4年度の保険給付費等支出額の確定に伴い、概算で交付された保険給付費等交付金の精算

○国民健康保険事業会計の精算に伴う一般会計返還金

### 2 補正金額

精査中